

2. 国際紛争の平和的処理手続

2. 1 交渉

最も基本的な紛争処理手続

←唯一の「紛争解決」手続？

交渉の意義

- ・他の手続付託への「前提条件」
- ・「交渉命令」判決

問題点：

2. 2 非裁判的手続

2. 2. 1 周旋・仲介

周旋（good office）：

仲介（居中調停mediation）：

→周旋との区別

2. 2. 2 審査

意義：

→メイン号事件

ドッガーバンク事件

レッド・クルセイダー号事件

2. 2. 3 調停

性質：「外交的手段」の延長（仲介？）か「裁判」類似の手続（仲裁裁判？）か？

仲裁裁判的調停の例

戦間期：「ロカルノ条約」「国際紛争平和的処理に関する一般議定書」

戦後：条約内に紛争解決手続として取り込まれる（裁判手続と共に）

2. 3 国連による紛争処理

安保理による紛争処理（第6章手続）

- ・紛争当事国による付託、総会・事務総長・加盟国による注意喚起

→「適当な調整の手続又は方法」を勧告

総会による紛争処理

- ・幅広い権限（憲章10条、11条2項、14条）
- ・安保理との権限関係（11条2項、12条1項）

事務総長による紛争処理

2. 4 裁判手続

裁判手続の歴史

中世→絶対主義時代→裁判手続の復活

アラバマ号事件 1872年 判例国際法 610頁

国際紛争処理法（新井京）

2. 4. 1 仲裁裁判

仲裁裁判：アドホック（構成、手続、準則）な裁判手続（国際法の適用・拘束的決定）

- ・混合請求委員会
- ・常設仲裁裁判所（擬装された常設性？）

構成・手続：

準則：

※国家対私人間の紛争への適用

→混合仲裁委（私人請求権の戦後処理）、投資紛争解決国際センター、アメリカ・イラン請求権裁判所

2. 4. 2 司法裁判